



みどり
水土里ネット

広報 No.1

平成21年6月1日 発行

迫川上流

(迫川上流土地改良区)

- 発行・編集／迫川上流土地改良区
- 〒989-5502 宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西 4 番地
- TEL 0228(32)7181 / FAX 0228(32)7183
- E-mail:jouryu@hakuue.jp



秋山頭首工

(国営附帯県営かんがい排水事業 H21.3 月完成) 《栗原市一迫》

【ライジングセクターゲート使用】

ロンドン市内テムズ川に設置された防潮ゲートの構造をベースに研究され、日本で取水堰用として開発された新しいゲートです。①操作が容易 ②排砂性能に優れる ③門柱等の土木構造物が不要などの特徴があり全国でも10カ所程度の事例しかありません。



ごあいさつ

迫川上流土地改良区

理事長 高橋 義 矩



組合員皆様には、常日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年1月30日、東北農政局より合併認可がおり本地区の5土地改良区（石越町・三迫川沿岸・一迫川沿岸・若柳川南・二迫川沿岸）は新設合併を実現し、新たに「迫川上流土地改良区」を設立いたしました。永い歴史と伝統をもつ各土地改良区は「先人達が築いた想い」を次の世代に引き継ぎ大きく躍進すべく組織を変え、地区面積は県内最大の土地改良区に生まれかわったのであります。ここに至るまでにご指導ご協力を頂きました関係機関に対し改めて心から敬意を表し感謝申し上げます次第です。

さて、この度の役員選任におきまして、不肖私が新土地改良区の初代理事長に選任され重責を担うことになりました。莫大な資本を要して整備された基幹施設をはじめとする土地改良施設は、組合員共通の資本であることはいままでもなく、地域の社会資本としても恒久的に活用、維持していかなければなりません。又100年に一度と言われる程の経済危機の中において、農業情勢も依然として危機的状況にあり、組合員皆さんの多くは第2種、第3種兼業農家になっており、大変な状況下の中で土地改良区を運営していかなければならないということで、改めてこの責任の

重大さに身の引き締まる思いを致しております。

土地改良区は、食糧供給基盤である農地・用水を良好な状況で確保し、地域農業の振興、地域の活性化、地域水環境の整備保全等による快適で活力に満ちた農村社会の建設に大きな貢献ができるものと期待されており、地域農業を確立し、生産基盤整備等を推進していくために土地改良区の果たす役割は、今後一層重要になってくると思っております。組合員に密着している土地改良区は、そのことを敏感に察知して対応していかなければなりません。合併後の運営をかえりみますと試行錯誤の連続であり、正常な運営には少々時間がかかると思われますが組合員皆様方のご理解をお願い申し上げますと共に組合員皆様から一日も早く合併してよかったと言われるような土地改良区を目指して最善の努力を傾注してまいり所存であります。合併の効果を後世に問うとき、合併に踏み切った英断を高く評価してくれるものと信じます。

最後になりましたが土地改良区に対し、多大なるご支援を賜りました栗原市に対しまして感謝を申し上げますと共に今後とも組合員皆さんのなお一層のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げますご挨拶と致します。

ごあいさつ

栗原市長

佐藤 勇



迫川上流地区1万5百ヘクタールの広大な美田を潤す迫川、その豊かな恵みを水源とする、受益戸数9千戸の東北でも有数の土地改良区が誕生いたしましたことは、誠に喜ばしい限りであり、土地改良区合併に理解を頂戴いたしました受益農家の皆様にご改めて感謝申し上げます。また、これまで合併推進にご尽力された役職員の皆様には、心から感謝と敬意を表する次第であります。

私の施政課題として掲げて参りました行政改革のなかで、土地改良財産の維持管理はその根幹となるべき最重要課題であると共に、市民との協働によるまちづくり政策として、土地改良区の合併は最も大きな成果となるべきものと確信しております。

昨年の岩手・宮城内陸地震では荒砥沢ダムなど数多くの土地改良施設が被災したことから、今年の農業用水を懸念しておりましたが、東北農政局をはじめ宮城県、そして栗原市が

一丸となり、懸命の復旧作業を行った結果、栗原耕土は被災前と同様に美田が蘇り、安堵すると共に、関係者のご努力に改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、荒砥沢ダムの復旧にはまだまだ時間を要し、貯水能力も低下しているため、水不足が心配されることから、土地改良区での管理の下、節水しながら水利用されますよう、ご協力をお願いするところであります。

昨今の大変厳しい農業情勢を考慮し、市としても最大限の支援をさせていただく方針であります。合併というスケールメリットを十分に認識され、所期の目的を達成していただきますと共に、何よりも関係する受益農家の付託に応えられ、そして信頼される土地改良区としてご繁栄されますことを、ご期待申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

新役員就任

平成21年3月10日開催の迫川上流土地改良区第1回総代会において選任された役員(理事・監事)をご紹介します。(敬称略)

なお、任期は平成21年3月11日から平成25年3月10日までの4年間となります。

役職名	氏名	住所	役職名	氏名	住所
理事長	高橋 義 矩	栗原市若柳	理 事	佐々木 和 男	栗原市鶯沢
副理事長	青 木 里 美	栗原市栗駒	理 事	千 葉 信 義	栗原市金成
理 事	千 葉 丈 夫	登米市石越町	理 事	加 藤 忠 良	栗原市志波姫
理 事	高 橋 義 雄	栗原市一迫	理 事	菅 原 義 幸	栗原市栗駒
理 事	金 正	登米市石越町	理 事	菅 原 正 晃	栗原市若柳
理 事	佐 藤 盛	栗原市志波姫	理 事	鹿 野 清 一	栗原市志波姫
理 事	竹 内 芳 廣	栗原市金成	理 事	伊 藤 久	栗原市築館
理 事	小野寺 敬	栗原市若柳	理 事	佐 藤 重 美	栗原市一迫
理 事	小野寺 和 夫	登米市石越町			
理 事	佐々木 剛	栗原市若柳	総括監事	高 橋 道 男	栗原市築館
理 事	小野寺 博	栗原市栗駒	監 事	佐 藤 常 義	栗原市栗駒
理 事	曾 根 裕	栗原市一迫	監 事	佐々木 正 志	栗原市栗駒



第1回議長
石越地区の佐藤貞司氏



高橋理事長挨拶



《総代会執行部側》



《総代会採決模様》

第2回議長
若柳地区の
鎌田龍也氏



新 総 代 就 任

当改良区の総代選挙は各選挙区とも定数の立候補者で全員無投票当選となり、平成21年2月25日に就任されましたのでご紹介します。(敬称略)

なお、任期は平成25年2月24日までの4年間となります。

■選挙区 氏名	住所	■選挙区 氏名	住所	■選挙区 氏名	住所
■第1					
千葉 文敏	登米市石越町	菅原 進	栗原市若柳	榊原 彰	栗原市志波姫
佐藤 一男	登米市石越町	金野 勤	栗原市若柳	千葉 健	栗原市志波姫
佐藤 貞司	登米市石越町	佐藤 清人	栗原市若柳	佐藤 政晴	栗原市志波姫
金野 康	登米市石越町	菅原 義博	栗原市若柳	佐藤 俊彦	栗原市若柳
佐藤 富夫	登米市石越町	小野寺新助	栗原市若柳	黄海 啓一	栗原市若柳
千葉登志夫	栗原市若柳	■第5		千葉 良助	栗原市志波姫
高橋 貞美	登米市中田町	曾根 淳	栗原市一迫	■第8	
佐々木孝也	登米市石越町	狩野 豊	栗原市一迫	加藤 孝彦	栗原市若柳
高橋 健三	登米市石越町	内藤 修	栗原市一迫	高橋 貞	栗原市若柳
千葉 岩男	登米市石越町	小山 智正	栗原市一迫	瀬戸 敬一	栗原市若柳
菅原 晃	登米市石越町	熱海 重遠	栗原市一迫	鈴木 繁行	栗原市若柳
■第2					
白田 俊和	栗原市栗駒	齋藤 政憲	栗原市一迫	沼倉 正俊	栗原市若柳
芳賀 次男	栗原市栗駒	佐藤 孝幸	栗原市一迫	小野寺 淳	栗原市若柳
菅原 清光	栗原市栗駒	狩野 彦正	栗原市一迫	千葉清太郎	栗原市若柳
菅原 秀喜	栗原市栗駒	白鳥 幸彦	栗原市一迫	安部 信公	栗原市若柳
二階堂 肇	栗原市栗駒	三塚 胤昌	栗原市一迫	芳賀 勉	栗原市志波姫
佐藤 紀行	栗原市栗駒	狩野 忠一	栗原市一迫	■第9	
遊佐 弘	栗原市栗駒	■第6		小野寺徳郎	栗原市鶯沢
■第3					
田中 正義	栗原市金成	白鳥 崇郎	栗原市築館	高橋 次男	栗原市鶯沢
阿部 正一	栗原市金成	佐々木清一郎	栗原市築館	菅原 徹	栗原市栗駒
高橋 康廣	栗原市金成	佐藤 弘	栗原市築館	三塚 保	栗原市鶯沢
高橋 運一	栗原市金成	曾根 金雄	栗原市築館	鈴木 喜八	栗原市鶯沢
佐々木仁志	栗原市金成	望月 孝義	栗原市築館	千葉 巧	栗原市栗駒
佐々木昭則	栗原市金成	高橋 涉	栗原市築館	■第10	
金野 和雄	栗原市金成	■第7		伊藤 永二	栗原市栗駒
近藤 克則	栗原市金成	相馬 宏	栗原市志波姫	狩野 敬	栗原市栗駒
■第4					
岩渕秀一朗	栗原市若柳	草刈 昭夫	栗原市志波姫	浅野 公悦	栗原市栗駒
阿部 勉	栗原市若柳	鈴木 勝郎	栗原市志波姫	佐藤 信義	栗原市栗駒
鎌田 龍也	栗原市若柳	菅原 正一	栗原市志波姫	千田 覺司	栗原市栗駒
加藤 榮幸	栗原市若柳	三浦 晃	栗原市志波姫	高橋 利郎	栗原市栗駒
		堀越 勝則	栗原市志波姫	佐々木吉司	栗原市栗駒
		伊藤 一浩	栗原市志波姫	鈴木 岩男	栗原市築館
		後藤 皎	栗原市志波姫	菊地 徳行	栗原市栗駒



賦課金の期限内納入のお願い

去る平成21年3月30日開催の総代会において、平成21年度の各種賦課金の賦課基準及び納入方法について次の通り決定しました。

なお、合併に伴って賦課時期等も変更になり、6月には経常経費（全期）と10月には事業費及び経常経費の一部（全期）を発行する事になりましたので、主旨をご理解のうえ、納期限内の納入にご協力下さい。

また、合併前に口座振替により納入されていた組合員の方は、そのまま振替（口座引落）が承継されますので、予めご了承願います。なお、届出していた口座が変更（解約・名義変更等）された場合は、新規に届け出が必要となります。

◎経常経費賦課金について

賦課発行日／平成21年6月15日

納期限／平成21年7月10日

種 別	1,000㎡当り 賦課金	附 記 欄
経常賦課金(一般運営費)	650円	改良区受益内 (9,030.0ha) (旧石越町土地改良区受益を除く)
宮野地区経常費	550円	築館宮野地区 (239.7ha)
尾松第1地区経常費	300円	経営体育成基盤整備事業地区 (96.0ha)
渡丸地区経常費	1,000円	経営体育成基盤整備事業地区 (36.9ha)
金生地区経常費	1,000円	経営体育成基盤整備事業地区 (153.8ha)
尾松第2地区経常費	1,000円	経営体育成基盤整備事業地区 (157.5ha)
沢辺地区経常費	1,000円	経営体育成基盤整備事業地区 (54.1ha)
栗原地区経常費	500円	経営体育成基盤整備事業地区 (115.0ha)
一般運営費(田)	2,400円	旧石越町土地改良区受益地 (若柳分の県営迫川上流地区除く地区) (1,266.7ha)
一般運営費(畑)	480円	旧石越町土地改良区受益地 (若柳分の県営迫川上流地区除く地区) (42.3ha)
石越一般運営費(田)	1,400円	旧石越町土地改良区の迫川上流地区 (若柳分) (105.8ha)
石越一般運営費(畑)	280円	旧石越町土地改良区の迫川上流地区 (若柳分) (1.2ha)
南部(区域内)田	2,050円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (609.7ha)
南部(区域内)畑	410円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (14.4ha)
南部(区域外)田	520円	経営体育成基盤整備事業区域外の維持管理費 (165.9ha)
南部(区域外)畑	104円	経営体育成基盤整備事業区域外の維持管理費 (7.5ha)
北部地区(田)	2,050円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (371.4ha)
北部地区(畑)	410円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (19.9ha)
南谷地地区(田)	2,050円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (208.5ha)
南谷地地区(畑)	410円	経営体育成基盤整備事業区域内の維持管理費 (1.7ha)
鹿沼地区	1,950円	鹿沼地区の維持管理費 (16.8ha)
暗渠	300円	暗渠排水機場の電機料金等 (35.7ha)



◎特別(事業費)賦課金について

賦課発行日／平成21年10月15日 納期限／平成21年11月10日

種 別	1,000 m ² 当り 賦課金	附 記 欄
県営迫川上流(1期)事業費償還	1,150円	迫川上流(三迫川沿岸)かんがい排水事業地区 (2,638.6ha)
県営迫川上流(2期)事業費償還	1,900円	迫川上流(川南)かんがい排水事業地区 (981.6ha)
県営迫川上流(3期)事業費償還	1,400円	迫川上流(一迫川沿岸)かんがい排水事業地区 (3,502.5ha)
川南地区事業費償還	1,792円	川南県営ほ場整備事業地区 (4.4ha)
尾松第1地区受委託基金	500円	集落営農推進委員会の拠出金 (96.0ha)
尾松第2地区受委託基金	500円	集落営農推進委員会の拠出金 (157.5ha)
尾松第1地区事業費償還	180円	経営体育成基盤整備事業地区 (96.0ha)
金生地区事業費償還	2,150円	経営体育成基盤整備事業地区 (153.8ha)
沢辺地区事業費償還	3,600円	経営体育成基盤整備事業地区 (54.1ha)
迫川上流附帯団体営	230円	迫川上流附帯団体営かんがい排水事業費 (1,064.7ha)
県営迫川上流かん排 南部かん排	1,587円 2,616円	旧石越町土地改良区受益地の県営迫川上流かんがい排水事業費 (1,163.8ha) 渋川排水路関係地区 (706.6ha)
千貫巻圃場整備(田)	20,180円	団体営ほ場整備事業地区償還 (17.7ha)
千貫巻圃場整備(畑)	4,109円	団体営ほ場整備事業地区償還 (0.6ha)
南部地区特別賦課金(償還)	1,148円	経営体育成基盤整備事業地区 (624.1ha)
南部地区經常賦課金	74円	経営体育成基盤整備事業地区維持管理費 (624.1ha)
北部地区特別賦課金(償還)	2,388円	経営体育成基盤整備事業地区 (364.3ha)
北部地区經常賦課金	630円	経営体育成基盤整備事業地区維持管理費 (364.3ha)
南谷地地区特別賦課金(償還)	24円	経営体育成基盤整備事業地区 (209.8ha)
南谷地地区經常賦課金	90円	経営体育成基盤整備事業地区 (209.8ha)

**ご注意
下さい!!**

納入期限がすぎますと、定款第30条の規定に基づき督促状を発する事になり、その督促手数料として郵便料金相当額に100円を加えた額及び、納期限の翌日からその滞納の日数に応じて、年14.6%の延滞金が掛かりますので注意して下さい。



節水に心がけよう!

我々の生活の中で蛇口を回せば水がいつでも出ることが当たり前のように感じている生活習慣の中で、農業用水についても改めて考える必要があるのではないのでしょうか。水を消費する人は、水を守る義務を負うことが必要です。

暖冬、降雨の影響、地震によるダム被害等により水不足が予想されます。あわてて対策を講じても難しいところもありますので、日々のかけ流しや無駄水をなくす心がけをお願いします。

忘れずに届出を!!

農地
(水田)

を

- 売買した。
- 交換した。
- 賃貸借契約をした。
- 賃貸借契約、満了・解約により返還した。
- 農業者年金受給のため経営移譲した。
- 生前一括贈与又は死亡により名義変更した。

※これらの場合には、改良区にある『組合員資格得喪通知書』により届出して下さい。

農地の移動、名義変更等は、農業委員会の承認・登記等が完了しても、土地改良区に届出しなければ修正できないことになっており、毎年賦課徴収時期に修正されていない旨の問い合わせが多くあります。(自動的に修正されません。)

届出がないと修正できないことをお知らせいたしますので、よろしくお願いします。

《地区除外の申請と決済金》

農地
(水田)

を

- 公共用地に買収された。
- 畑にしたい。
- 宅地等にしたい。

※これらの場合には、**農地転用等の通知書**と**地区除外申請書**を提出して下さい。

また、地区除外申請書により、決済金を納付することによって地区除外となります。

注)平成21年度決済金単価等については、改良区にお尋ね下さい。

用水路へのゴミの投げ捨てはやめて下さい!

(不法投棄は法律で
厳しく罰せられます。)

